

学校における働き方改革

留萌市アクション・プラン
(第2期)

～ 個の“気付き”とチームの“対話、”
地域との“協働”に満ちた学校づくりに向けて ～

令和3年7月

留萌市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	これまでの取り組みの成果と課題	2
	(1) 現アクション・プランに基づく取り組みの実施	2
	(2) 出退勤管理システムの導入	2
	(3) 教職員の時間外勤務等に係る実態	2
	(4) 取り組みの総括	5
III	アクション・プラン（第2期）の概要	7
	(1) アクション・プラン（第2期）の性格	7
	(2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取り組み及び取り組み期間	7
	(3) 教育委員会及び学校の役割	9
	(4) 取り組みの検証・改善	9
	(5) 保護者や地域住民等への理解促進	9
	(6) 学校や教員が担う業務の明確化	10
IV	アクション・プラン（第2期）の具体的な取り組み	10
	action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備	10
	action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減	11
	action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	12
	action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実	13
	学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	15

I はじめに

- 人工知能（AI）やビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化した Society5.0 時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきている。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。
- 学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものである。
- 現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいる。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取り組みを一層進めていく必要がある。

Ⅱ これまでの取り組みの成果と課題

- 留萌市教育委員会（以下「市教委」という。）では、平成31年(2019年)2月に、令和2年度(2020年度)までを取り組み期間とする「学校における働き方改革留萌市アクション・プラン」（以下「現アクション・プラン」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取り組みを進めてきた。その主な取り組みの成果と課題は次のとおりである。

（１）現アクション・プランに基づく取り組みの実施

現アクション・プランでは、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1か月単位の変形労働時間制の積極的な活用等を指標に掲げ、その実施率が100%となるよう各学校の取り組みを促してきた。その結果、当初の目標をほぼ達成し、これらの一定の定着が図られている。

【アクション・プランに掲げた指標の推進状況】

指 標	R 2
部活動休養日を全ての部活動で実施する割合	100.0%
教職員の勤務時間に係る制度を市内小中学校で有効活用する割合	100.0%
定時退勤日を市内小中学校で月2回以上実施する割合	71.4% ※
学校閉庁日を年11日以上実施する割合	100.0%

※ 定時退勤日を市内小中学校で月2回以上設定している割合は100.0%

（２）出退勤管理システムの導入

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、市内小中学校では、令和2年(2020年)4月より統合型校務支援システムの出勤簿機能を活用し、教職員の在校等時間を客観的に把握・計測してきた。こうした取り組みの結果、全ての留萌市立学校において、客観的な方法等による勤務時間の計測・記録が行われるようになり、勤務時間の可視化が図られることとなった。

（３）教職員の時間外勤務等に係る実態

道教委では、教職員の勤務実態を把握し、平成28年度(2016年度)に実施した調査結果との比較分析を行うことを目的として、「令和元年度(2019年度)教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」を実施した。その調査結果から、多くの職種において一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなっている。

とりわけ長時間勤務となっている教頭と、職員数の多い主幹教諭・教諭に着目すると、正規の勤務時間外において、教頭にあっては、調査等の事務処理、会議や打合せ、学校経営・学校運営に関する業務に従事しており、主幹教諭・教諭にあっては、教材研究・授業準備や成績処理、週休日の部活動指導等の業務に従事しているという状況が見られる。

これらの解消のためには、道教委や市教委において、調査業務の更なる精選など、これまで実施してきた取り組みの精度を一層高め、速やかに実行するとともに、その効果測定に基づいて不断の見直しを行い、より実効性の高い取り組みを進めていく必要がある。また、各学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進、部活動数の見直しなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取り組みから速やかに実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

市内小中学校の勤務実態については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休業等があったこと、また、過去のデータがないことから客観的な比較・分析はできないが、現アクション・プランの推進によって、一定の縮減効果が認められる一方で、教職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなっている。

【教職員 1 人当たりの 1 か月の時間外在校等時間の平均 (R2 年度)】 ※時間講師等除く

小学校	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
校長	18 時間 30 分	10 時間 41 分	18 時間 37 分	14 時間 38 分	8 時間 59 分	13 時間 12 分
	15 時間 26 分	14 時間 07 分	10 時間 53 分	7 時間 06 分	12 時間 25 分	15 時間 08 分
教頭	69 時間 43 分	36 時間 58 分	68 時間 04 分	65 時間 52 分	33 時間 04 分	60 時間 29 分
	64 時間 38 分	54 時間 21 分	38 時間 36 分	35 時間 08 分	49 時間 03 分	65 時間 56 分
主幹教諭 教諭	32 時間 52 分	12 時間 38 分	39 時間 44 分	41 時間 58 分	19 時間 32 分	40 時間 50 分
	41 時間 13 分	33 時間 58 分	33 時間 43 分	18 時間 57 分	28 時間 30 分	37 時間 34 分
事務	23 時間 16 分	10 時間 05 分	15 時間 12 分	12 時間 55 分	7 時間 17 分	10 時間 51 分
	12 時間 55 分	9 時間 44 分	11 時間 15 分	6 時間 01 分	11 時間 13 分	18 時間 36 分

中学校	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
校長	30 時間 34 分	24 時間 38 分	27 時間 18 分	26 時間 53 分	16 時間 34 分	27 時間 17 分
	31 時間 48 分	33 時間 21 分	29 時間 51 分	23 時間 35 分	28 時間 31 分	31 時間 36 分
教頭	63 時間 25 分	60 時間 13 分	74 時間 32 分	73 時間 05 分	45 時間 51 分	54 時間 22 分
	70 時間 46 分	63 時間 01 分	62 時間 09 分	46 時間 10 分	59 時間 03 分	69 時間 35 分
主幹教諭 教諭	30 時間 14 分	12 時間 05 分	45 時間 43 分	58 時間 16 分	34 時間 24 分	54 時間 27 分
	58 時間 54 分	51 時間 25 分	49 時間 17 分	32 時間 23 分	45 時間 19 分	39 時間 53 分
事務	44 時間 16 分	21 時間 50 分	27 時間 42 分	27 時間 56 分	21 時間 04 分	27 時間 53 分
	30 時間 09 分	24 時間 16 分	24 時間 41 分	16 時間 46 分	24 時間 55 分	44 時間 30 分

【時間外勤務を月 45 時間以上行っていた者の割合 (R2 年度)】 ※校長, 時間講師等除く

小学校	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
教頭	80.0%	40.0%	60.0%	100.0%	20.0%	60.0%
	60.0%	60.0%	40.0%	20.0%	60.0%	60.0%
主幹教諭 教諭	20.2%	0.0%	35.7%	36.9%	0.0%	34.9%
	38.1%	31.0%	28.6%	0.0%	11.9%	33.3%
事務	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

中学校	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
教頭	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%
	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
主幹教諭 教諭	20.0%	2.5%	50.0%	75.0%	17.5%	62.5%
	67.5%	70.0%	62.5%	12.5%	45.0%	35.0%
事務	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%

【月 45 時間以内・年間 360 時間以内の者の割合 (R2 年度)】 ※校長, 年度途中採用等除く

小学校	月 45 時間以内	年間 360 時間以内	月 45 時間以内及び 年間 360 時間以内
教頭	0.0%	0.0%	0.0%
主幹教諭・教諭	49.4%	49.4%	48.2%
事務	100.0%	100.0%	100.0%

中学校	月 45 時間以内	年間 360 時間以内	月 45 時間以内及び 年間 360 時間以内
教頭	0.0%	0.0%	0.0%
主幹教諭・教諭	17.5%	22.5%	15.0%
事務	33.3%	66.7%	33.3%

【時間外勤務等の要因として感じる業務の負担感(主なもの)】 ※R2 市教委調査:全校回答

項 目	総回答数	負担感	
		おおいに感じている まあ感じている	割合
学校行事(含む準備)	7校	1校 5校	85.7%
事務処理(調査への回答)	7校	1校 5校	85.7%
事務処理(その他)	7校	0校 6校	85.7%
授業(主担当)	7校	1校 4校	71.4%
個別の生徒指導・教育相談	7校	2校 3校	71.4%
教材研究・授業準備・指導計画	7校	3校 2校	71.4%
部活動・クラブ活動 (※ 2校は中学校回答:中学校割合 100.0%)	7校	2校 ※ 0校	28.6% ※

【時間外勤務等の要因を解消するために必要なこと(主なもの)】 ※R2 市教委調査:全校回答

項 目	総回答数	
		割合
1クラス当たりの子どもの数を減らしたり、教員を増員し担当する授業時間を減らす	6校	85.7%
校内分掌・委員会の精選・業務の見直し(廃止を含む)など、業務負担軽減を図る	5校	71.4%
給食費の徴収等の事務を改善する	3校	42.9%
教育委員会や他の行政機関からの調査などを精選し、業務の合理化を図る	3校	42.9%
教職員・管理職の意識改革(長時間労働という働き方の見直し)を図る	3校	42.9%
部活動に外部指導者などの人材を活用する (※ 1校は中学校回答:中学校割合 50.0%)	1校	14.3% ※

(4) 取り組みの総括

学校における働き方改革は「特効薬のない総力戦」と言われている。(3)で述べたように、「学校における働き方改革」は、未だ道半ばの状況にあるが、働き方改革の理念を正しく理解し、全ての学校において勤務時間を意識した働き方を実践できれば、目標の実現に大きく近づくことができると考えられる。このため、喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、現アクション・プランが終了する令和3年度(2021年度)以降においても、これらの取り組みを継承しつつ更なる改善・充実を図り、道教委と市教委、各学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

【留萌市アクション・プラン年度計画表検証結果】

取組内容		2018	2019	2020	検証結果
1	学校課題に応じた専門スタッフ等の配置				
	スクールカウンセラーの配置	◎	◎	◎	実施
	スクールソーシャルワーカーの配置	◎	◎	◎	実施
	学習補助員の配置	◎	◎	◎	実施
	特別支援教育支援員の配置	◎	◎	◎	実施
	学校事務補助員の配置	◎	◎	◎	実施
2	I C Tを活用した共有教材等の活用	◎	◎	◎	実施
3	校務支援システムの本格導入	△	△	○	実施
4	地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり	◎	◎	◎	実施
5	給食費の公会計化への検討	△	△	△	未実施
6	適切な休養日等の設定				
	部活動の休養日の設定				
	学期中週当たり2日以上	○	○	◎	実施
	週末休養日の振り替え	○	○	◎	実施
	長期休業中の休養日の設定	○	○	◎	実施
	部活動の活動時間の設定				
	平日2時間程度	○	○	◎	実施
	学校休業日3時間程度	△	△	◎	実施
7	ワークライフバランスを意識した働き方の推進				
	月2回以上の定時退勤日の設定	◎	◎	◎	実施
	年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間の設定	△	○	◎	実施
8	人事評価制度等を活用した意識改革の促進	◎	◎	◎	実施
9	長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	◎	◎	◎	実施
10	在校等時間を客観的に計測し記録するシステム導入			◎	実施
11	留守番電話やメールによる連絡対応等		△	○	実施
12	調査業務等の見直し	○	◎	◎	実施
13	勤務時間等の制度改善の有効活用	○	○	◎	実施
14	適正な勤務時間の設定			○	実施
15	メンタルヘルス対策の推進	◎	◎	◎	実施
16	学校行事の精選・見直し	◎	◎	◎	実施
17	教職員の定数及び配置の適正化要望	◎	◎	◎	実施
18	在校等時間の上限設定		△	○	実施

△検討・協議 ◎すでに実施している ○年度内に実施予定

■検証結果：実施又は未実施

Ⅲ アクション・プラン（第2期）

- 学校における働き方改革の目的は、「教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。
- この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取り組みを加えるなどした新たなアクション・プラン（以下「アクション・プラン（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

（1）アクション・プラン（第2期）の性格

アクション・プラン（第2期）は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年(2020年)文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び留萌市立学校管理規則第29条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

また、アクション・プラン（第2期）は、「第6次留萌市総合計画 基本構想」を受け、平成29年度から10年間を展望した教育の目指すべき姿を描いた「留萌市教育ビジョン」の重要な位置付けを持つものである。

（2）目標、重視する視点、重点的に実施する取り組み及び取り組み期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、市教委の学校管理規則等に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取り組み及び取り組み期間を設定する。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

個の“気づき”

現状分析を踏まえて各教職員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取り組みを実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取り組みに対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取り組み】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【取り組み期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、市教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間

- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。
- なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。
- ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間の時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

（3）教育委員会及び学校の役割

ア 教育委員会の役割

- ・ 「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』（第2期）」（以下「北海道アクション・プラン」という。）を踏まえ、留萌市立学校における働き方改革を進めるプランや学校に勤務する教職員に係る在校等時間の上限等に関する方針を定めるとともに、取り組みの実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取り組みを実施する。
- ・ 特に、教職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

イ 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 校長は、アクション・プラン（第2期）に掲げる具体的な取り組みを実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取り組みを主体的に推進する。

（4）取り組みの検証・改善

- ・ 留萌市教育委員会及び学校は、アクション・プラン（第2期）の各項目の進捗状況を管理するとともに、施策の検証等の結果や国の動向等を踏まえ、取り組みの追加や廃止等を検討し、必要に応じてアクション・プラン（第2期）の見直しを行う。

（5）保護者や地域住民等への理解促進

- ・ 子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、PTAや学校運営協議会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取り組みについて積極的に普及啓発する。

(6) 学校や教員が担う業務の明確化

- 各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することに取り組み、各学校や関係機関等とも連携しながら、「学校における働き方改革」に対する地域や保護者の理解の醸成に努める。

IV アクション・プラン（第2期）の具体的な取り組み

action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

- 北海道における働き方改革手引「Road」を、全ての留萌市立学校で積極的に活用するよう促す。
- 市教委は、全ての留萌市立学校において、働き方改革の取り組みがどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促す。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進

- 学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。
- 各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取り組みを推進する。
- 教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努める。
- 教職員の授業づくりを支援するために道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）において提供される教材や資料等を活用するよう促す。

共通	ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック
小学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の運営の円滑化を図り、学校を支援する体制の充実に努め、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みを推進する。

(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 市内小中学校に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習補助員、特別支援教育支援員等の配置を進めるとともに、学校事務補助員の配置を継続する。

(5) 校務支援システムの活用促進

- ・ 業務の効率化、教育の質的改善を図るため、市内小中学校に導入した校務支援システムのグループウェア機能の活用と合わせ、成績処理などを行う教務支援機能を導入した学校が円滑に活用されるよう支援する。

(6) 学校給食費の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にするなど、学校給食費の徴収・管理業務の負担軽減の取り組みを推進する。

action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取り組みを進める。
- ・ 部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。
また、学校閉庁日は部活動休養日とすること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休業日及び活動時間の具体的な取り扱いの詳細については、「留萌市立学校の部活動の在り方に関する方針」による。

(2) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、国や道と連携し、その実現に向けた実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努める。

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録

- ・ 各学校では、令和2年(2020年)4月より運用を開始した統合型校務支援システムの出勤簿機能を適切に活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・ 市教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取り組みを進める。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取り組みを進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・ 各学校の教職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・ 各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・ 各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

<p>① 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。
<p>② 設定期間</p> <ul style="list-style-type: none">・ 夏季休業期間 8月15日前後の平日3日間及び土曜日・日曜日の2日間を、学校の実情に応じて設定する。・ 冬季休業期間 12月29日から1月3日及び1月4日・5日の2日間を、学校の実情に応じて設定する。
<p>③ 服務上の取扱等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。・ 休暇の取得を強制しない。・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。・ 部活動休養日に設定する。
<p>④ 保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各学校が保護者にお知らせする。

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、平成29年度から導入しているストレスチェックを今後も継続し、現状把握に努めるとともに、その結果を基に教職員のメンタルヘルス対策を推進する。

(2) 調査業務等の見直し

- ・ 教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性和手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。
- ・ 提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。

(3) 勤務時間等に関する制度の活用

- ・ 平成22年度に4週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、これらの制度の有効な活用を促す。
- ・ 1年単位の変形労働時間制について、学校教育の更なる充実や教職員の働き方改革を見直す観点から有効であると判断した場合は、希望する学校が制度を活用できるよう、規則等の整備を行う。

(4) 適正な勤務時間の設定

- ・ 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・ 教職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

(5) 学校行事の精選・見直し

- ・ 各学校に対し、学校行事の精選や取り組み内容の見直し、準備の簡素化を推進するよう促す。

(6) 留守番電話やメールによる連絡対応等

- ・ 非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の活用やメールによる連絡対応等の取り組みを進める。

(7) 教職員の定数及び配置の適正化要望

- ・ 国や北海道教育委員会に対し、少人数学級の実現や多様化・複雑化し拡大している教育課題等に応じた教職員定数の改善や加配の充実に向けて、今後も機会ある毎に関係機関等を通じて要望に努めていく。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取り組みと併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを講ずることなく、学校や教職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めること。

附 則 (令和3年7月29日教育委員会決定)

この方針は、令和3年7月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。